

基安化発 0303 第 4 号
令和 3 年 3 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(公 印 省 略)

粉じん障害防止規則第 24 条の 2（発破終了後の措置）における
「粉じんが適当に薄められた」の判断基準について

標記については、平成 20 年 2 月 26 日付け基発第 0226006 号「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」Ⅰの第 2 の 1 の(4)により示されているところである。

今般、令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号により「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が改正されたところであるが、粉じん障害防止規則第 24 条の 2（発破終了後の措置）における「粉じんが適当に薄められた」の判断基準については、従前どおり 3 mg/m^3 とすること。